

小金井市介護保険運営協議会
(令和3年度第1地域密着型サービスの
運営に関する専門委員会)
会議録

と き 令和4年3月25日(金)

ところ 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

小金井市介護保険運営協議会
(令和3年度第1回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)

日 時 令和4年3月25日(金)

場 所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

出席者 <委員>

酒井利高 柏瀬容子 長谷川富士枝

佐野二郎 加藤弘子

<保険者>

鈴木介護福祉課長

松下介護保険係長

安藤介護保険係主任

猿渡介護保険係主任

欠席者 <委員>

佐藤正子 鈴木治実 鈴木由香

傍聴者 0名

- 議 題
- (1) 総合事業に係る事業所の指定について(報告)
 - (2) 市外地域密着型サービス事業所の指定について(報告)
 - (3) 市内地域密着型サービス事業所の指定について(報告)
 - (4) 令和3年度認知症高齢者グループホーム整備事業について(報告)

開 会 午前10時00分

(介護保険係長) それでは、開会に当たりまして、事務局より5点、事務連絡をさせていただきます。

1点目、欠席委員について、佐藤委員、鈴木治実委員、鈴木由香委員より欠席の御連絡をいただいておりますので御報告いたします。

2点目、会議録の作成について、事務局によるICレコーダーの録音方式となっておりますので、お手数おかけしますが、御自身のお名前を先におっしゃってから発言をお願いいたします。

3点目、会議の傍聴の関係です。介護保険運営協議会規則第11条により、協議会及び委員会は公開するとされております。この規定に基づきまして、傍聴席を用意しております。あらかじめ御了承ください。

4点目、新型コロナウイルス感染症予防のため、会議時間をおおむね1時間程度にとどめたいと考えております。会議の円滑な運営に御協力をお願いいたします。

5点目、昨年の全体会において、委員の皆様から自己紹介をしていただきましたが、本委員会においては初めてになりますので、委員の皆様から簡単に自己紹介をしていただければと思います。恐れ入りますが、酒井委員から右回りをお願いいたします。

(委員自己紹介)

(介護保険係長) ありがとうございます。続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

(介護保険係長) どうぞよろしくお願いいたします。事務連絡は以上となります。

それでは、ただいまより介護保険運営協議会、令和3年度第1回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会を開催いたします。

委員長選出が終了するまでの間、司会進行を引き続き行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員長の選出について、でございます。委員長の選出につきましては、介護保険運営協議会規則第6条第2項の規定に基づき、委員の互選により定めることとなっております。選出方法について、御意見がありました

らお願いいたします。

(佐野委員) 指名推選でお願いします。

(介護保険係長) ただいま選出方法について、指名推選によるの御意見がありました。指名推選により決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(介護保険係長) それでは、指名推選で行うことにいたします。

どなたか御推薦がありましたらお願いいたします。

(佐野委員) 前期に委員長を務められた酒井委員にお願いしたいと思います。

(介護保険係長) ありがとうございます。ただいま酒井委員を委員長にどの御推薦がございましたが、酒井委員を委員長に選出することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(介護保険係長) ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは、委員長を酒井委員にお願いすることにいたします。

ここで委員長になりました酒井委員長から御挨拶をお願いいたします。

(酒井委員長) 皆様方の一応推選で再び委員長に就きました。多分、新しくなられた委員さんとかは地域密着型の委員会って何だという感じだと思うのですよね。全体会だといっぱい集まって介護保険のことをあれやこれややって、専門委員会では地域包括と地域密着に分かれて、ただあまりなじみがないと思うのですよね。

それで、あとから多分、事務局からも御説明があると思いますが、やっぱり住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまちづくりというか、そういう環境から、例えば認知症の方とか要介護の方とかが比較的小規模な事業所で、小回りの利くサービスを受けながらやっていくと。それはだから、自治体の判断でそういう事業を展開するというような観点から、地域密着型のサービスというものはもう十何年前ですよね、介護保険が2000年に始まったので、五、六年してからそういうものが始まってきたと。

もともとの介護保険というものは、地域の力が自治体のやる気とか地域力、それが試される事業だと言われていて、一つの表れかなというふうに思っております。

それとあと、今日もやりますけれども、総合事業というものがあって、こ

これは28年、2016年からですけれども、要支援の方々に対する事業を市民の力で進めていくというようなことなのですから、そういったことを一応ここがチェックをするということなのです。あとはいろいろな事業所の名簿とかが上がってくるので、多少中身をチェックしたりしながらやっていくので、年間に何回もやるわけではないのですけれども、ちょうど更新の時期が来たり、あと新しい事業所が誕生するときにこの審議会を開いてそこで検討をするということですので、ネットを見たり、あとは福祉サービス、東京都の福祉ナビゲーションというものがあって、そこで第三者評価というものを受けていますから、そこでどんな評価が受けられているのか、事前に見ていただいたりしてこの会議に臨んでもらえればいいかなというふうに思っております。

そういう意味で、小金井市にいい事業者が来て、さらに引き続きいい事業を展開していくと、そのことの下支えをする委員会だと思っていただければいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

(介護保険係長) ありがとうございます。

それでは、委員長におかれましては委員長席のほうに移動をお願いいたします。

では、進行のほうを委員長と交代させていただきますので、よろしく願いいたします。

(酒井委員長) それでは、今からやっていきたいと思っております。小金井市介護保険運営協議会、令和3年度第1回ですね、3月の末ではありますけれども、まだ令和3年度なので第1回の地域密着型サービスの運営に関する専門委員会を開催します。

最初に、事務局から資料の確認をお願いします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。本日の資料は次第に記載しましたとおり、事前に郵送させていただきました資料1-1から資料4までの5点になります。お手元に不足がございましたら事務局までお申しつけいただければと思います。

資料の説明は以上でございます。

(酒井委員長) お手元に資料があって、本当に最初来たときにこれは何をどう見ればいいのかという感じになったと思いますので、その辺も含めて

早速もう事務局から説明をしてもらいながらやりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず議題の1です。総合事業に係る事業所の指定について、御説明お願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。それでは、総合事業に係る事業所の指定について御報告いたします。

今回、初めての委員会ですので、まず指定について簡単に御説明をさせていただきます。事業者が介護事業を行うためには都道府県や市町村に申請し、介護事業者としての指定を受けなくてはならないこととなっています。その際に、人員基準や設備基準・運営基準を満たしているかどうか、過去に指定の取消しを受けていないかが確認されます。条件を満たしている場合には介護事業者として指定を受け、サービスを提供することが可能となります。

指定には都道府県が指定するもの、それから市区町村が指定するものがございます。小金井市の被保険者のみが利用できる地域密着型サービス事業所、ケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所、市の独自事業である総合事業を実施する事業所については市が指定することとなっています。

なお、地域密着型サービス事業所の指定を行うに当たっては、介護保険運営協議会の意見を聞くこととなっておりますので、こちらの委員会で御審議をしていただいております。

指定の期間は6年間となっております。6年が経過すると再度指定の手続きが必要となります。

次に総合事業について、でございます。本市の総合事業は、認定更新を迎えた方、あるいは新規で認定申請を行った方で、要支援1、または要支援2の認定を受けた方、もしくは、基本チェックリストでサービスが必要と認められた方が利用できるものとなっています。

訪問型サービス・通所型サービスにそれぞれ2種類のサービスがあり、身体介護を中心とした現行相当サービス、生活援助を中心とした市基準サービスがあります。平成27年度の制度改正により、市基準サービスが新たなサービスとして新設され、それ以前にあった介護予防訪問介護・介護予防通所介護が現行相当サービスとなります。

現行相当サービスと市基準サービスの違いは、先ほど御説明したサービス

の内容のほかにも利用料金にも違いがあり、市基準サービスのほうが現行相当サービスよりも安くなっております。

それでは、資料1-1、資料1-2を御覧ください。資料1-1は訪問型サービス、資料1-2は通所型サービスを実施する事業所の一覧になります。

最新の指定状況は資料のとおり、資料1-1の市内の訪問型サービスの市基準型サービスは16件、現行相当サービスは18件となっております。

また、資料1-2の市内の通所型サービスの市基準型サービスは20件、現行相当サービスは22件となっております。

報告は以上になります。

(酒井委員長)ありがとうございます。全部が一応更新なのですけれども、今説明があった介護予防・日常生活支援総合事業のところ、訪問型とか通所型の説明は、簡単にはこれの30ページと31ページに一応書いてございます。それも後から読んでおいてください。

それでこの資料の1と2なのですけれども、どうですか、皆さんのほうで何か御質問とか、何かありますでしょうか。この場だから素朴な疑問から何でもいいですよ。

ちょっと皮切りに私のほうからいいですか。

資料1-2で、北のところは12番と13番がありますよね、聖ヨハネ、それで片方は市基準を取っていて片方は取っていない。今日は委員さんはいらしていないよね。

(介護保険係長)今日は欠席をされていらっしゃいます。

(酒井委員長)本来はここに聖ヨハネの方もいらっしゃる予定ですがけれども、これは何か理由があるのですか。

(介護保険係長)13番の高齢者在宅サービスセンターのほうで市基準を取っていないという状況ですけれども、基本的には要介護の方を中心にサービスを提供したいという事業者の意向がございまして、市基準のほうは取られていないということで聞いております。

(酒井委員長)ある種のすみ分けというか、そういう感じですかね。集中して、要介護で比較的重介護の方をきっちりやりたいということで、例えば、あとは何かスペース的な問題とかあるのですか。特にはない？ 単独型でできるだけのスペースがなかなかないとか。

(介護保険係長) それはないですね。

(酒井委員長) では、さっきおっしゃったような理由がメインだということですね。

ほかには何か。

(佐野委員) 委員の佐野ですが、資料1-1で、市内の訪問介護事業所で、総合事業に指定を受けている事業所って何割ぐらい受けられているのでしょうか。

(介護保険係長) 全体でということですか。

(佐野委員) 全体で。

(酒井委員長) もし資料がなければ大体の感じでもいいと思いますよ。

(事務局) 介護保険係主任の猿渡と申します。訪問型サービスについては、ほぼ7割以上のところが総合事業の実施に着手されております。

ただ、全体で何か所というのは手持ちの資料がなくて申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

(酒井委員長) そうすると、訪問系はヘルパー派遣のほうは大体ほとんどのところが対応していると。通所のほうはどうですか。

(事務局) 介護保険係主任の猿渡です。通所介護事業所ですけれども、地域密着型と、これが小金井市の指定になる事業所になります。もう1種類あるのは東京都が指定する通所介護、この2種類に分かれるのですけれども、地域密着型と通所介護、これを合計すると32事業所、今、市内ございます。

この中で総合事業をやっているのは23事業所ということで、32分の23事業所といったところがございます。

(酒井委員長) そうすると7割ぐらいですよ。

(事務局) そうですね。

(酒井委員長) 総合事業をやっているということになるのですね。

たしか前、去年とかおとしだろうけれども、何か大手の関係があまりやっていないのではないか、みたいな議論もありましたけれども、今もその傾向というのはやっぱり……。

(事務局) そうですね。傾向として変わらないかなと思います。

(酒井委員長) やっぱり全国展開しているところだと東京だけこうしてほかはこうしないとか、なかなかできないから一律というか、同じ形でやるため

にはということになるのですかね。

皆様のほうからほかにどうですか。

では、もう1点、質問。これは人数的なことですけれども、総合事業だから要支援の方はサービスを受けられるということで、要支援の方、たしか全部で今、千五、六百人かな。

(介護保険係長) そうですね。

(酒井委員長) 認定を受けていらっしゃると思いますけれども、現在はどのくらい、それぞれの訪問型と通所のほうでサービスを受けていらっしゃるのか、大体分かりますか。

(介護保険係長) まず訪問のほうですけれども、市基準で317名、現行相当で85名、400人ぐらいですかね。通所のほうですけれども、市基準が348名、現行相当130名です。こちらは500名弱ぐらいの方が受けられている状況です。

(酒井委員長) そうすると、たしか3年ほど前に聞いた数字から見ても増えているのですよね。

(介護保険係長) 増えています。市基準のほうが少し増えてきているかなという印象はございます。

(酒井委員長) 大体25%ぐらいですかね、25から30%ぐらいですかね、要支援の方の中で訪問、ヘルパー派遣とか通所に通っている方が、大体そのぐらいだと、みんながみんなそのサービスを必要としているわけではないので、その25%ぐらいの数字というのが高いか低いのかまでちょっと分かりませんが、そんな状況だということですね。

(加藤委員) 加藤と申します。認定を受けられて、利用につながっていないということで、利用につながっていない理由は必要がないからということですか。

(介護保険係長) 介護保険係長です。総合事業の場合、要支援1、2の方が受けられるのですけれども、通所訪問以外にもいろいろなサービスがございまして、例えば、福祉用具をお借りになったりですとか、住宅改修されたりとか、御希望されるサービスはいろいろなので、そのうちで通所と訪問サービス型の利用者がそれぞれいらっしゃるというような形です。

(加藤委員) ありがとうございます。そこの数字に表れないほかのサービス

を利用するために認定を受けていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるという
ことですね。

(介護保険係長) そうですね。

(加藤委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) あとはやっぱり多少のお金がかかるからそれとの比較でまだ
いいかみたいな人がいたりとか、あとやっぱり家族から促されて念のために
受けてみるとか、そういう方がいらっしゃるのでしょうか。様々な
動機だと思います。

(加藤委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) 今後は、この要支援の方々を国の制度としてどう扱っていく
のかというのがいつも大きな問題になっていて、この総合事業もやっぱり介
護保険から除外されるのではないかとか、そんな話があった、要するに介護
保険財政自体がもう介護保険料ががんと上がったりしていますけれども、
やっぱりその中で比較的軽度の方たちの取扱いをどうするかというのは、課
題としてはあるわけだから、今はそれをそういう市基準という基準を緩和し
たりしながら、その自治体の市民の力も入れながら介護予防という形で健康
長寿を図っていこうみたいなこともあるわけですが、これはお金が絡
んでくるとなかなか面倒くさい問題が出てきたりして、いつも国のほうでも
話題になるようではありますが、そんなことがちょっと頭の隅っこに置いてい
ただければいいのかなと思います。

それでは、ほかよろしいでしょうか。

それでは、第1号議案につきまして、総合事業に係る事業所の指定という
ことで、了解をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(酒井委員長) それでは、次が資料の2、市外地域密着型サービス事業所の
指定ということで、ぐっどういる境南、その関係、お願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。それでは、市外地域密着型サービス事
業所の指定について御報告いたします。資料2のほうを御覧いただければと
思います。

定員18名以下の通所介護サービスである地域密着型通所介護につきまして
は、小金井市民が他市の事業所を利用する場合、小金井市の指定が必要と

なります。また、介護保険法の規定により、地域密着型サービスの指定期間は6年間となっております。

まず指定更新についてですが、認知症対応型通所介護が1件になります。指定更新に際し書面で審査を行いました。人員基準等の問題はありませんでした。また、運営基準につきましては、事業所所在の保険者に確認したところ、苦情や大きな事故等の問題はないということでした。

続きまして、新規の指定についてですが、今回新規の指定はございませんでしたので、該当はありません。

報告は以上になります。

(酒井委員長) 一応、これは小金井市外で事業を展開しているところに、小金井市民の方が利用しているということで、そういう意味で報告なのですが、確認をしておきたいなと思っています。

ちなみにこのぐっどういるというところは武蔵野と三鷹のあれかな、市民の有志がお金を出し合って、法人をつくって、このエリアで手広く事業を展開しているの、それこそ非常に地域密着型というか、地域の住民の方にもいろいろ参加してもらいながら事業の展開をされているということのようですね。

では、よろしいですか。ほかに何かこの法人に関して何かあれば、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

(酒井委員長) 一応、これで了解をしておきたいと思います。

それでは、次に、3番、市内地域密着型サービス事業所の指定ということで、資料3のほう、よろしくお願いします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。それでは、市内地域密着型サービス事業所の指定について御説明させていただきます。資料3を御覧ください。

指定の更新について、でございます。件数は3件で、いずれの事業所も前回の指定から6年を経過したため、事業所の指定更新の手続を行いました。

1つ目の事業所は、デイサービスふく福で、ページ数は1ページから2ページになります。運営法人は、株式会社サンプラスです。所在地は小金井市貫井北町一丁目6番16号です。

サービス種別は、地域密着型通所介護事業所です。利用定員につきまして

は、1日18名となっております。

指定更新に際し、書面での審査と併せて、事務局職員による実際の介護現場の状況を把握し、併せて不適切な点について指摘を行い、事業所のサービス向上を図るべく、実地調査を行いました。書類審査では軽微な指摘がありましたが、既に改正の報告をいただいております、改善が図られております。また、実地調査では、運営上大きな問題はなく、設備基準、人員基準の問題もありませんでした。

2つ目の事業所です。事業所名は、デイステーション涼風で、ページ数は3ページ、4ページになります。運営法人は、合同会社セルフクリエイトで、所在地は小金井市中町一丁目7番34号です。

サービス種別は、地域密着型通所介護事業所で、定員は1日10名となっております。

指定更新の際、書面での審査に併せて、事務局において実際の介護現場の状況を把握し、併せて不適切な点について指摘を行い、事業所のサービス向上を図るべく、実地調査を行いました。書類審査では多少の指摘事項がありましたが、既に改善の報告をいただいております、改善が図られております。実地調査でも特に問題はありませんでした。

3つ目の事業所です。くすの木デイサービスで、ページ数は、5ページから6ページになります。運営法人は、有限会社くすの木ケアサービスで、所在地は小金井市前原町三丁目16番11号です。

サービス種別は、認知症対応型通所介護事業所で、認知症の方が利用するデイサービスになります。利用定員は1日12名となっております。

指定更新におきまして、事務局において、書面での審査と実地調査を行っております。書面審査においては記録関連の一部の書類に記載漏れがありましたが、改善の報告をいただいております、改善が図られております。また、実地調査では運営上、大きな問題もなく、設備基準、人員基準の問題もありませんでした。

以上、3つの事業所においては、今後、運営を行っていくに当たり、適正な運営が継続できると判断し、指定の更新を行いましたので御報告させていただきます。

それから、新規の指定の事業所ですが、今回は新規の指定の事業所はあり

ませんでした。

報告は以上になります。

(酒井委員長) ありがとうございます。一応、今回新規はなくて指定の更新ということで、3事業所が出ておりますけれども、それぞれの3事業所に関して何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

いいですか。ちょっと伺っておきたいのですけれども、デイサービスふく福は何かネットのほうの情報を見ると、食事とヒノキのお風呂で入浴をうたい文句にしているようですけれども、利用者の方は、例えば1日に入浴ほどのくらいの方が、通所された方は基本全員入浴いいよみたいな、それとも週に何回とか限ったりしているのですか。

(介護保険係長) そうですね。基本的には回数を限ってというところと、御本人の希望もあると思うのですけれども、それに応じてということになると思います。

(酒井委員長) では、ちゃんと額面どおりやっぺらっぺらなのですね。

(介護保険係長) そうですね。

(酒井委員長) あと同じような質問で、次の涼風ですが、専門の作業療法士を配置して、きちんと1対1でリハビリテーションに力を入れているのだというようなことが書いてあったのですけれども、実際にそうですか。

(介護保険係主任) 介護保険係主任の猿渡です。そうですね、こちらの機能訓練士さん、かなりベテランの方がお一人についていらっぺらっぺら、その方がメインで利用者さん全員を見ているというところで確認しています。

(酒井委員長) そうですか。分かりました。

ほか、よろしいですかね。どうでしょう。どんな質問でもいいのです。施設が狭いのではないのとかそういうものを聞いてみたり、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

(酒井委員長) 一応、この3事業所に関しては、指定の更新を了承するというところでございます。

それでは、最後になりますけれども、令和3年度認知症グループホームの整備事業ということで、資料4、これの御説明をお願いします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。それでは、令和3年度認知症高齢者グループホーム整備事業について御説明をさせていただきます。

令和5年8月に小金井市で4か所目となる特別養護老人ホームが開設される予定となっております。そして、この特別養護老人ホームの併設施設として、認知症高齢者グループホームが合わせて開設される予定となっております。

まず開設の経緯について説明させていただきます。小金井市内の小金井本町住宅用地を活用して、東京都住宅供給公社では、特別養護老人ホームの施設を整備・運営する事業者について、令和2年6月に公募を行っております。

公募には6事業者の申込みがありましたが、公募の条件として、特養のほかに併設施設を設けることとなっており、事業者より様々な提案があったところです。

審査の結果、グループホームの併設を提案した社会福祉法人七日会が整備・運営事業者に決定をいたしました。当法人は貫井北町三丁目に所在する特別養護老人ホームぬく井の杜を運営する法人と同じ法人となります。

次に、施設についてですが、現時点で想定される施設、規模につきましては、特別養護老人ホームは定員108人、ショートステイが定員12人、認知症高齢者グループホームが定員18人、それ以外に子ども・高齢者食堂、無料学習塾、認知症カフェを行う予定となっております。

令和4年3月7日から工事を開始しておりまして、開設は令和5年8月を予定しております。今後、令和5年6月頃に開催のこちらの委員会にて御審議をしていただく予定となっております。

報告は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。小金井市民にはいいお話なのかもしれませんが、今、御説明を伺って、何か質問とか、どうでしょうか。

(佐野委員) 委員の佐野です。市内の特養の待機者の方って今何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

(酒井委員長) どうぞ。

(介護保険係長) 介護保険係長です。最新の情報ですと、250名程度いらっしゃる状況となっております。

(佐野委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) あれですね、ここの何の係でしたっけ、法人さんね、ぬく井の杜は150人規模のすごく大きな特養で、今回も108名の特養とショ

ートステイ12名というのも結構多いのですけれども、それにさらに36名のグループホームということでかなり大規模な施設になるのかなというふうに思いますけれども、これは所有地だったということですか。

(介護保険係長) 東京都住宅供給公社で保有している土地になりますね。

(酒井委員長) それで分譲、売却する形で？

(介護保険係長) 賃貸で七日会のほうで50年土地を借り受けています。

(酒井委員長) 50年の。ここに書いてある事業の概要の中身は第8期の事業計画、介護保険にはたしか入れ込んでありますよね。

(介護保険係長) そうですね。

(酒井委員長) ただ、実際には今の第8期が、ですから、この事業所がオープンして後半期だけが引かかるという感じですかね。

(介護保険係長) そうですね。

(酒井委員長) 第8期の3年目の秋ですよ、後半期が実際の事業として開始されるので、それが介護保険事業計画の中の予算面にも反映をしていくという感じになりますかね。

ただ、多分そうだと思いますけれども、例えば特養で108名とか、認知症のグループホームでトータル36名ですけれども、全部が全部小金井市民、認知症は小金井市民割合が高くなるのですよね。

(介護保険係長) グループホームは地域密着なので小金井市民のみとなります。

(酒井委員長) 地域密着だからね、一応小金井市民のためのグループホームという感じになるのですけれども、特に特養はなかなかそうならない。小金井市が特別、金を出すわけじゃないよね。

(介護保険係長) 小金井市のほうではちょっとないですね。

(酒井委員長) ないの？

(介護保険係長) 東京都のほうからはあります。

(酒井委員長) そうすると運営する法人さんも特に遠慮なく、特にやっぱり今、個室ユニットなので部屋代が出てくるのですよね。それをきちっと払ってくれる人とか、低所得者の方には今の制度上、補助金があるのですけれども、そういうことに関係なくきちんと払ってくれる人みたいなのを法人によっては求める傾向があるのですよね。そうすると、ちょっと低所得者の方の

人数を制限したかったり、その辺はまた行政と多分調整になろうかというふうに思いますけれども、ですから、100床来られたとしても小金井市民は7割とか、6割とか、そういう感じになるのでしょうかね。

今ちなみに、ぬく井の杜は150床って、小金井市民の割合で何割ぐらいですか。

(介護保険係長) 100人ぐらいです。

(酒井委員長) あっ、100人、やっぱり7割ぐらい。

(介護保険係長) そうですね。

(酒井委員長) 一応、こういう大きな事業が展開されて基盤整備が行われるということでございますので、ほかに何か関連して御質問とか、どうぞ。

(長谷川委員) 長谷川富士枝ですが、今回、こういうような事業があつてすごくいいことだと思うのですけれども、これから今後ますます高齢化が進んでいって、こういう事業予定、さらなる事業の予定はあるのでしょうか。

(酒井委員長) ほかに、今後のさらにこういう基盤整備の事業予定はあるかということなのですが。

(介護保険係長) 介護保険係長です。今後の整備については、第9期、令和6年、7年、8年の3か年の計画を作成する中で検討していく必要があるかなと思うのですけれども、今のところ特別整備の予定というものはないような状況です。

(長谷川委員) 分かりました。ありがとうございます。

(酒井委員長) どうぞ。

(柏瀬委員) 柏瀬です。令和5年の4月頃から入所者の募集が行われるということなのですが、どんな方法で行われ、見学したいという方はいつできるのかとか、分かりましたら教えてください。

(介護保険係長) 介護保険係長です。まず広報の関係ですけれども、小金井市の市報、それからホームページ、あと市政だよりとか町会のお便りなんかを今のところ想定しております。

入所の方法ですけれども、事業者のほうに直接お申込みをいただく形になるので、事業者のほうで、グループホームの入所指針というものを持っておりますので、その入所指針に基づいて優先度の高い方から入所をしていただくような形になります。

(柏瀬委員) 見学とかは。

(介護保険係長) 見学は今のところ事業所のほうから何か聞いてはいないのですけれども、恐らく見学できる期間はあるのかなというふうに思っておりますので、また近くなって市報ですとかでお知らせできればなというふうに思っております。

(柏瀬委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) 普通、内覧会みたいな形でやるから、逆に市のほうから法人さんのほうにも、こういう市民からの要望がありますよということはぜひお伝えをしておいてください。

今も法人のほうで、事業所のほうで、入所者を決めるための選定委員会ってつくられているのですか。そういう指針に基づいて、多分、介護保険が3以上で、認知症があって、単身生活とか、そういう方が、多分優先度が一般的に高いのだろう、それでお金もちゃんと持っていらっしゃる。そういう方は、多分優先度が高いのかなというふうに一般的には思いますけれども、実際には選定委員会とかで諮られますから、割かし特養で多いのは申し込んではあるけれども、いざ自分のところにお話が回ってきたら、もうちょっと様子を見ようかみたいな二の足を踏んでしまったりとか、あるじゃないですか、そういう方がいらっしゃったり、あとは健康面での不安がいろいろあったりして、そことかで問題があったりとか、例えば100人申し込んでいるから、その100人がそっくり特養に入るかという意外とそうではないのですよね。そんな感じはあるのですけれども、でもこういう大きな施設ができると家庭介護をされている方たちは待ち望んでいた施設になりますので、気が気でないかもしれませんけれどもね。

一方で、ここでやっている委員の立場からして見ると、そういうものが割かし介護保険料に多少は影響が出てくるのですね。大規模施設ができると特養施設が1個できると1人月30万弱、ですから100人定員だと年間で360万の12倍ですよね、4億円ぐらいのお金がかかるから、それが介護保険料にほんの僅かですけれども、1%、2%の影響が出たり、今80億とかの財政なので、その中の例えば2%ぐらいの影響を与えとかということはありませんよね。

だから、要は今、介護保険制度というものはたくさんのサービスを使える

状態にするとそこの住人の保険料がちょっと高くなるよという仕組みになっている。そこのバランスがやっぱり介護保険が始まった頃もほかの自治体に比べて武蔵野は介護保険料が非常に高く、その分だけサービスの基盤があったり、密度が濃かったとか言われていますけれども、そこら辺で評価がなかなか難しいところです。

小金井は全体として介護保険料は、平均よりもちょっと低めに設定されている。だけど、こういう形で基盤整備していくとちょっと高くなるかもしれないけれども、住みやすい形がより展開できるかもしれないです。その辺はまた全体会とか、もう来年に入ると第9期の準備が始まるのですよね。だから、そういう中で、皆さん中でも計画策定に関わったりされる方もいらっしゃると思いますので、参考にしてください。

それでは、第3、認知症のグループホームの整備、ここでは地域密着ということでグループホームだけですけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(酒井委員長) では、了承したいと思います。

一応、今日はこれで審議事項は終わりましたけれども、事務局さんのほうから何かありますか。

(介護保険係長) では、次回の日程ですけれども、令和4年6月頃開催をしたいと思ってございます。日程が決まりましたら御連絡のほうをさせていただきます。

以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。なるべくなら対面式でやれたらいいと思うのですよね。ちょっとどうなるか分かりませんが、どうしても書面だと、この資料がぼんと送られてきて、丸しておいてくださいみたいになってしまいますから、なるべくであればこういう形で、対面式でお部屋で開きたいと思っていますけれども、今度もどうぞよろしく願いいたします。

今日はこれでよろしいですか。では、今日これで終わります。どうもありがとうございました。

閉 会 午前10時50分